

## 第2回 小金井市いじめ防止条例検討委員会 次第

〈日時〉 令和元年10月4日（金）  
午後3時から午後4時45分まで  
〈場所〉 萌え木ホール 大会議室

1 教育委員会あいさつ

2 事務局からの説明

3 協議（意見交換）

4 事務連絡

### 【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第1回）【案】
- ・ 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）
- ・ 東京都及び各市のいじめ条例比較表（追加ファイル資料）
- ・ いじめ防止対策推進法（追加ファイル資料）
- ・ 京都市いじめの防止等に関する条例（追加ファイル資料）
- ・ いじめを許さないまち八王子条例（追加ファイル資料）
- ・ 東京都及び各市のいじめ防止条例（追加ファイル資料）

（前文）

記載するかどうか

（目的）

他市にはないが本市基本方針を踏まえて

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

2までは東京都に準じて

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年3月31日条例第11号）第2条に規定する市立学校をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、児童等に対し親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤もしくは在学している者、市内において公益的な活動を行う個人又は事業活動若しくは公益的な活動を行う団体をいう。

（基本理念）

地域という視点を踏まえて

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知らながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、児童等、保護者及び市民等その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、都及び市民等その他の関係者と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

**2 市は、法第3章及び第4章に定めるもののほか、次に掲げるいじめの防止等のための施策を推進しなければならない。**

**（1）児童等がいじめの防止等のための方法について考え、実践する取組の実施**

**（2）保護者が行う家庭教育の支援**

**（3）児童等、保護者、学校の教職員及び市民等その他関係者がいじめに関し、安心して相談を行うことができる体制の整備**

**（4）学校の教職員の資質の向上を図るための研修の実施**

**（5）心理、福祉等に関する専門的知識を有する職員の学校への配置**

**（6）その他いじめの防止等のために必要な施策**

京都を参考にして市の施策を記載

（教育委員会の責務）

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

（保護者の責務）

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

地域という視点を踏まえて

### (市民等の責務)

**第9条** 市民等は地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等はいじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)

**第10条** 市は、国のいじめ防止基本方針及び都のいじめ防止対策推進基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

学校の責務として明記

### (学校いじめ防止基本方針)

**第11条** 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

協議会、委員会は都を基本、法務局を除く

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)

**第12条** いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

小金井市健全育成推進協議会の活用

- (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)

**第13条** 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下この条において「対策委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べるることができる。

- 4 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第28条調査」という。)を行うものとする。
- 5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)

第14条 市長は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会(以下この条において「調査委員会」という。)を置くことができる。

**2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会もしくは学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査(以下この条において「再調査」という。)を行い、その結果を市長に答申する。**

3 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものの中から、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、市長が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。

**6 市長は、第1項の調査委員会を設置したとき、又は第2項の規定による答申があったときは、市議会に報告するものとする。**

7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、小金井市規則で定める。

2、6項は諮問、設置、答申、報告まで記載

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は小金井市教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

## 東京都及び各市のいじめ防止条例

	東京都	東久留米市	国立市	あきる野市
	東京都いじめ防止対策推進条例	東久留米市いじめ防止対策推進条例	国立市いじめ防止対策推進条例	あきる野市いじめ防止対策推進条例
いじめ問題対策連絡協議会	<p>(東京都いじめ問題対策連絡協議会)            第十条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。            2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。            一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項            二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項            三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項            3 第一項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p>	<p>(東久留米市いじめ問題対策連絡協議会)            第9条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、学校、東久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、東京法務局、市の区域を管轄する警察署その他の関係者により構成される東久留米市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。            2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。            (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項            (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項            (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項            3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(国立市いじめ問題対策連絡協議会)            第9条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される国立市いじめ問題対策連絡協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。            2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。            (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項            (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項            (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項            3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、国立市教育委員会規則で定める。</p>	<p>(あきる野市いじめ問題対策連絡協議会)            第12条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成されるあきる野市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。            2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。            (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項            (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項            (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項            3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。            4 協議会によるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、実務担当者により構成されるあきる野市いじめ問題対策実務者会議を置く。</p>
いじめ問題対策委員会	<p>(東京都教育委員会いじめ問題対策委員会)            第十一条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第十四条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会(以下この条において「対策委員会」という。)を置く。            2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査審議し、答申する。            3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。            4 対策委員会は、都立学校(東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)第一条に規定する都立学校をいう。)において法第二十八条第一項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。            5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員十人以内をもって組織する。            6 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。            7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p>	<p>(東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会)            第10条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。            2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。            3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。            4 対策委員会は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。            5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する委員7人以内をもって組織する。            6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。            7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(国立市教育委員会いじめ問題対策委員会)            第10条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下この条において「対策委員会」という。)を置く。            2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。            3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。            4 対策委員会は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第28条調査」という。)を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。            5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから教育委員会が委嘱する委員10人以内をもって組織する。            6 対策委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。            7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、国立市教育委員会規則で定める。</p>	<p>(あきる野市学校いじめ問題対策委員会)            第13条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、法第22条の規定により、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるあきる野市学校いじめ問題対策委員会を置く。            (教育委員会又は学校による対処)            第14条 教育委員会又は学校は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、速やかに市長に報告するとともに、教育委員会又は当該学校の下に組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための同項に規定する調査を行うものとする。            2 教育委員会又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。            3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>

## 東京都及び各市のいじめ防止条例

	東京都	東久留米市	国立市	あきる野市
	東京都いじめ防止対策推進条例	東久留米市いじめ防止対策推進条例	国立市いじめ防止対策推進条例	あきる野市いじめ防止対策推進条例
いじめ問題調査委員会	<p>(東京都いじめ問題調査委員会) 第十二条 知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会(以下この条において「調査委員会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第二十八条調査の結果について、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項に規定する調査(以下この条において「再調査」という。)を行う。</p> <p>3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第二十八条調査を行った組織の構成員以外のものの中から、知事が任命する委員十人以内をもって組織する。</p> <p>5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。</p> <p>6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。</p> <p>7 第四項及び第五項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。</p>	<p>(東久留米市いじめ問題調査委員会) 第11条 東久留米市長(以下「市長」という。)は、法第30条第2項に規定する調査を行うため、附属機関として東久留米市いじめ問題調査委員会を置くことができる。</p>	<p>(国立市いじめ問題調査委員会) 第11条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、国立市いじめ問題調査委員会(以下この条において「調査委員会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下この条において「再調査」という。)を行う。</p> <p>3 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものの中から市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>5 調査委員会の委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終了するときまでとする。</p> <p>6 調査委員会を設置したときは、市長は、これを国立市議会に報告する。</p> <p>7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、国立市規則で定める。</p>	<p>(あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会) 第15条 前条第1項の規定により教育委員会が調査を行う場合においては、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成されるあきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会が当該調査を行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(あきる野市学校いじめ問題調査委員会) 第16条 第14条第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、第13条に規定するあきる野市学校いじめ問題対策委員会を構成する委員に学校評議員、学校医その他の者を加え、公平性及び中立性を確保したあきる野市学校いじめ問題調査委員会が当該調査を行うものとする。</p> <p>(あきる野市いじめ問題調査委員会) 第17条 市長は、第14条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、市長の附属機関としてあきる野市いじめ問題調査委員会を置くことができる。</p>

## 東京都及び各市のいじめ防止条例

	東京都	東久留米市	国立市	あきる野市
	東京都いじめ防止対策推進条例	東久留米市いじめ防止対策推進条例	国立市いじめ防止対策推進条例	あきる野市いじめ防止対策推進条例
いじめ問題対策連絡協議会	<p>(東京都いじめ問題対策連絡協議会)            第十条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。            2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。            一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項            二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項            三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項            3 第一項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p>	<p>(東久留米市いじめ問題対策連絡協議会)            第9条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、学校、東久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、東京法務局、市の区域を管轄する警察署その他の関係者により構成される東久留米市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。            2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。            (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項            (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項            (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項            3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(国立市いじめ問題対策連絡協議会)            第9条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される国立市いじめ問題対策連絡協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。            2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。            (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項            (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項            (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項            3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、国立市教育委員会規則で定める。</p>	<p>(あきる野市いじめ問題対策連絡協議会)            第12条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成されるあきる野市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。            2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。            (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項            (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項            (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項            3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。            4 協議会によるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、実務担当者により構成されるあきる野市いじめ問題対策実務者会議を置く。</p>
いじめ問題対策委員会	<p>(東京都教育委員会いじめ問題対策委員会)            第十一条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第十四条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会(以下この条において「対策委員会」という。)を置く。            2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査審議し、答申する。            3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。            4 対策委員会は、都立学校(東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)第一条に規定する都立学校をいう。)において法第二十八条第一項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第二十八条調査」という。)を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。            5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員十人以内をもって組織する。            6 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。            7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。</p>	<p>(東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会)            第10条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。            2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。            3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。            4 対策委員会は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。            5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する委員7人以内をもって組織する。            6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。            7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(国立市教育委員会いじめ問題対策委員会)            第10条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下この条において「対策委員会」という。)を置く。            2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。            3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。            4 対策委員会は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第28条調査」という。)を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。            5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから教育委員会が委嘱する委員10人以内をもって組織する。            6 対策委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。            7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、国立市教育委員会規則で定める。</p>	<p>(あきる野市学校いじめ問題対策委員会)            第13条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、法第22条の規定により、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるあきる野市学校いじめ問題対策委員会を置く。            (教育委員会又は学校による対処)            第14条 教育委員会又は学校は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、速やかに市長に報告するとともに、教育委員会又は当該学校の下に組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための同項に規定する調査を行うものとする。            2 教育委員会又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。            3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>

## 東京都及び各市のいじめ防止条例

	東京都	東久留米市	国立市	あきる野市
	東京都いじめ防止対策推進条例	東久留米市いじめ防止対策推進条例	国立市いじめ防止対策推進条例	あきる野市いじめ防止対策推進条例
いじめ問題調査委員会	<p>(東京都いじめ問題調査委員会) 第十二条 知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会(以下この条において「調査委員会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第二十八条調査の結果について、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項に規定する調査(以下この条において「再調査」という。)を行う。</p> <p>3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第二十八条調査を行った組織の構成員以外のものの中から、知事が任命する委員十人以内をもって組織する。</p> <p>5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。</p> <p>6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。</p> <p>7 第四項及び第五項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。</p>	<p>(東久留米市いじめ問題調査委員会) 第11条 東久留米市長(以下「市長」という。)は、法第30条第2項に規定する調査を行うため、附属機関として東久留米市いじめ問題調査委員会を置くことができる。</p>	<p>(国立市いじめ問題調査委員会) 第11条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、国立市いじめ問題調査委員会(以下この条において「調査委員会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下この条において「再調査」という。)を行う。</p> <p>3 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものの中から市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>5 調査委員会の委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終了するときまでとする。</p> <p>6 調査委員会を設置したときは、市長は、これを国立市議会に報告する。</p> <p>7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、国立市規則で定める。</p>	<p>(あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会) 第15条 前条第1項の規定により教育委員会が調査を行う場合においては、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成されるあきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会が当該調査を行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(あきる野市学校いじめ問題調査委員会) 第16条 第14条第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、第13条に規定するあきる野市学校いじめ問題対策委員会を構成する委員に学校評議員、学校医その他の者に加え、公平性及び中立性を確保したあきる野市学校いじめ問題調査委員会が当該調査を行うものとする。</p> <p>(あきる野市いじめ問題調査委員会) 第17条 市長は、第14条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、市長の附属機関としてあきる野市いじめ問題調査委員会を置くことができる。</p>

	八王子市	京都市	大津市	富士見市
	いじめを許さないまち八王子条例	京都市いじめの防止等に関する条例	大津市子どものいじめの防止に関する条例	富士見市いじめ防止条例
前文	<p>子どもは地域そして社会の宝であり、未来の八王子ひいては日本の希望である。子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守られなければならない。何人も子どもの人権を侵害することはできない。そして、大人は、子どものために連携し、子どもの健やかな成長に携わっていくものと考え、</p> <p>大人は、自らの姿や言動が子どもの成長に影響することを認識して、次代を担う子どもの育成のために、何が必要かを考え、子どもの主体性を尊重して子どもと接し、子ども自らが成長していくことを支援する必要がある。</p> <p>大人は、いじめが起らない環境づくりに努める。大人も子どもも「いじめは、絶対に許さない。」という認識の下、いじめを見つけたときは、その行為を見逃すことなく、互いにその責務又は役割を果たすことをここに決意し、この条例を制定する。</p>	<p>いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。</p> <p>これまで、本市は、市民との連携協力の下、子ども自らが主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするため、他人を思いやり、正義を重んじ、人権を尊重する精神を養う教育活動を行ってきた。しかしながら、いじめは、いつでもいかなる子どもにも発生し得るものであるため、将来にわたっていじめの防止等のための取組を確実に推進していく必要がある。</p> <p>このような認識の下に、本市は、子どもを共に育む京都市民憲(平成19年2月5日京都市告示第355号)にのっとり、いじめの防止等のための取組を推進することにより、いじめを許さない心を育むとともに、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現することを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組みなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち富士見市は、昭和41年9月、全国初の宣言である「富士見町人間尊重宣言」を制定しました。この宣言にうたわれている「自分を大切にするとともに他人を尊重しよう」という言葉は、富士見市のまちづくりにおける基本精神です。</p> <p>私たちは、この精神に則り、子どもが互いを尊重し、思いやり、健やかに成長することを願うものであり、子どもの心身を深く傷つけるいじめを許すことはできません。</p> <p>そのために、私たちは、いじめの防止等にその力を結集し、子どもが安心して学び、人とつながり、伸び伸びと成長できる豊かな環境を整えなければなりません。</p> <p>私たちは、ここに、いじめのない、子どもの笑顔あふれる富士見市を実現するため、この条例を制定します。</p>